

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づく公表について

令和 7 年 2 月 27 日
地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づき、地域経済活性化支援機構が令和 6 年 10 月 1 日から同 12 月 31 日までの期間において行った再生支援決定その他の決定事項等について、以下のとおり公表します。

【事業再生支援業務】

1. 再生支援決定を行った件数
1 件
2. 再生支援決定に係る買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
3. 再生支援決定を撤回した件数
該当なし
4. 買取決定を行った再生支援対象事業者の概要並びに買取りに係る債権の元本総額及び信託の引受けに係る貸付債権の元本総額
 - (1) 概要
該当なし
 - (2) 買取りに係る債権の元本総額
該当なし
 - (3) 信託の引受けに係る貸付債権の元本総額
該当なし
5. 出資決定を行った再生支援対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合
にあつては、現物出資された債権の元本総額）
 - (1) 再生支援対象事業者の概要
該当なし
 - (2) 出資総額
該当なし

6. 再生支援対象事業者に係る債権の処分の類型ごとの件数、株式又は持分の処分の類型ごとの件数 等

(1) 債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの件数

債務の免除：0件、債権の譲渡：0件、その他：0件

(2) 株式又は持分の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの件数

譲渡：1件、消却：0件、その他：0件

(3) 処分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額

0円

(4) 処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額

0円

7. 全ての業務を完了した再生支援対象事業者

(1) 概要

関東地方の製造事業者

(2) 買取決定に係る債権の買取価格の総額

0円

【特定支援業務】

8. 特定支援決定を行った件数

4件

9. 特定支援決定に係る買取申込み等期間の延長を行った件数

1件

10. 特定支援決定を撤回した件数

該当なし

11. 特定支援決定に係る買取決定を行った特定支援対象事業者

(1) 業種

① 関東地方のパルプ・紙・紙加工品製造事業者

② 中部地方の金属製品製造事業者

③ 東北地方の飲食店事業者

④ 北陸地方の各種商品小売事業者

⑤ 関東地方の飲食店事業者

(2) 買取りに係る債権の元本総額

816百万円（決定ベース）

1 2. 特定支援対象事業者に係る債権の処分

(1) 債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型）ごとの件数

債務の免除：5件、債権の譲渡：0件、その他：4件（実行ベース）

(2) 債権の処分時における当該債権の元本総額

1,534百万円（実行ベース）

(3) 債権の処分後における当該債権の元本総額

124百万円（実行ベース）

1 3. 全ての業務を完了した特定支援対象事業者

(1) 業種

① 近畿地方の各種商品卸売事業者

② 関東地方の飲食料品卸売事業者

③ 北陸地方の繊維・衣服等卸売事業者

(2) 買取決定に係る債権買取価格の総額

40百万円（実行ベース）

【特定専門家派遣業務】

1 4. 特定専門家派遣決定を行った件数

1件

【特定組合出資業務】

15. 特定組合出資決定を行った対象特定組合の概要及び特定組合出資の額

(1) 対象特定組合の概要

能登半島地震復興支援ファンド投資事業有限責任組合

概要	令和6年能登半島地震及びその後発生した豪雨災害により被災した地域（石川県輪島市・珠洲市・七尾市・能登町・穴水町・志賀町）に所在する事業者の多重債務問題に対応することを目的としている。
出資決定日	令和6年11月28日

- (※) 前回の公表資料（令和6年11月29日付：2024年（令和6年）度第2四半期）で、「④名称未確定（組成手続き後に適時公表予定）」としていた案件については、「Yoi RBF ファンド1号投資事業有限責任組合」との名称にて令和7年1月1日付で組成されました。
- なお、本ファンドに対し、機構がLP出資契約を締結した旨のプレスリリースを12月18日付で公表しております。

(2) 特定組合出資の額

3,000百万円

【特定経営管理業務】

1 6. 特定経営管理に係る株式会社の事業の概況

会社名	REVICキャピタル株式会社	RFIアドバイザーズ株式会社	株式会社観光産業化投資基盤	地域ヘルスケア産業活性化基盤株式会社
設立	平成25年6月28日 〔 特定経営管理決定: 平成25年6月20日 〕	平成31年1月15日 〔 特定経営管理決定: 平成30年12月21日 〕	平成31年1月24日 〔 特定経営管理決定: 平成31年1月18日 〕	令和5年12月25日 〔 特定経営管理決定: 令和5年12月7日 〕
所在地	東京都千代田区	東京都千代田区	東京都千代田区	東京都千代田区
資本金	100百万円	25百万円	26.5百万円	100百万円
業務内容	地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等	地域産業の高度化・活性化や雇用機会増大の実現の為の資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等	観光遺産活用による地域経済活性化のモデルケース創出に資する事業者等に資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等	ヘルスケア産業活性化の実現の為の資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等
令和6年度 第3四半期 活動状況	投融資 実行 (※)	設立したファンドにおける ・投融資実行件数 2件 ・投融資実行額 658百万円	該当なし	設立したファンドにおける ・投融資実行件数 1件 ・投融資実行額 非公表
	その他			

(※) 設立したファンドにおける投融資実行額には、追加投資を含む。

(注) 記載の金額は、表示単位未満を四捨五入しています。

以上

令和6年度第3四半期(令和6年10月1日～令和6年12月31日)におけるトピックス

令和7年2月27日

株式会社地域経済活性化支援機構

地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社地域経済活性化支援機構法に基づき、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業等の事業再生の支援と地域経済の活性化に資する事業活動の支援に係る取組みを進めています。令和6年度第3四半期での機構の業務実績及び活動状況について報告します。

1. 【特定経営管理業務】

令和6年度第3四半期は、投融資3件の新規実行を行いました。

・投融資実行の内訳

○REVIC キャピタル株式会社設立ファンドによる投融資（2件）

田勇機業株式会社（京都府京丹後市）、他1件

○地域ヘルスケア産業活性化基盤株式会社設立ファンドによる投融資（1件）

エルピクセル株式会社（東京都千代田区）

2. 【事業再生支援業務】

令和6年度第3四半期は、1件の再生支援決定、1件（非公表）の再生支援を完了しております。

・支援決定の内訳

ユニチカ株式会社等（大阪府大阪市）

3. 【特定専門家派遣業務】

令和6年度第3四半期は、特定専門家派遣決定1件（非公表）を行いました。

〈参考〉機構による人材育成等の状況（平成21年10月16日～令和6年12月31日時点）

人材育成	金融機関等からの出向者累計人数	185人
	短期トレーニー累計人数※1	199人
人材派遣	投資先・支援先等への累計派遣人数（下記を除く）	1,034人
	金融機関等への累計派遣人数（事業性評価に係るものに限る）※2	1,733人
人材還流	専門家の累計退職者数	292人

※1. 令和4年3月31日業務終了

※2. 令和4年3月31日業務終了（なお、人数は派遣契約に基づき人日ベース）

4.【その他 主な活動について】

(1) 機構の災害対応力の強化

令和6年11月に閣議決定された政府の総合経済対策で、当機構に関し、「次なる大規模災害に備えて財務基盤を強化するとともに、その業務期限を延長する法改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す」ことが記載されました。その後、同年12月17日に成立した令和6年度補正予算において、「機構の災害対応力の強化」として31億円が計上されました。

(2) 事業再生支援高度化事業

○事業再生支援高度化研修

機構では、令和5年度より、各地の地域金融機関における事業再生支援人材・担い手の拡充とその能力の高度化を目的として、事業再生支援高度化研修を実施しています。

令和6年度の研修には、地域銀行を中心に88金融機関から、主に事業再生支援を担う本部部門所属の方々（150名）に参加いただきました。

(参考) 令和6年度事業再生支援高度化研修の概要

	基礎編	実践編	フォローアップ編
日程	・令和6年6月～	(前期) 令和6年7月 (後期) 令和6年11月 ～12月	(前期) 令和6年10月 (後期) 令和7年2月～
目的	・事業再生支援に関する基礎知識の習得	・ケーススタディを通じた実践能力向上 ・事業再生支援人材の交流	・研修の振り返りと行内実務への落とし込み ・事業再生支援人材の交流
実施形式	・オンデマンド配信(約7時間)	・集合研修(2日間約13時間) ・東京・大阪で計6回開催(前期3回、後期3回)	・WEBでのラウンドテーブル方式(約1時間)

(3) 地域企業経営人材確保支援事業

○国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

令和6年11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定され、REVICareer(レビキャリア)の活用が明記されました。経済対策においてレビキャリアが具体的に記載されたのは初めてのことです。

本対策では、レビキャリアの取組みが、持続的・構造的な賃上げを実現するための「三位一体の労働市場改革」を推進する重点施策の一つとして位置づけられています。

(参考) 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 (抜粋)

第 2 章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第 1 節 日本経済・地方経済の成長

(4) 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備

レビキャリア⁽¹⁹⁾を活用し、経営人材としての大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングを促進する。

(19) 大企業人材と地域の中堅・中小企業を地域金融機関がマッチングすることを目的として、地域経済活性化支援機構 (REVIC) が運営する人材プラットフォーム。

○令和 6 年度補正予算成立

12 月 17 日に令和 6 年度補正予算が成立したことを受け、地域企業経営人材マッチング促進事業は、金融庁及び経済産業省が連携し、前年度予算額を大幅に上回る約 20 億円を予算措置し、今後の事業を展開する旨、金融庁・経済産業省から公表されました。

同補正予算に基づく制度のポイントは以下のとおりです。

- ・ 11 月 22 日に閣議決定された総合経済対策において、REVICareer (レビキャリア) の活用が明記
- ・ 金融庁による地域企業経営人材マッチング促進事業と経済産業省による中堅中小企業対策との政策連携を強化するため、給付金の財源については、金融庁予算から経済産業省予算に移管したうえで、前年度比約 3 倍の予算額 (総額) を確保
- ・ 給付金の来年度支給分 (転籍型) から、支給上限額を 500 万円から 450 万円に改正

○登録者要件の拡充

令和 6 年 12 月 23 日付で給付規程を改正し、REVICareer (人材リスト) に登録できる方を拡充しました。

主な改正内容は以下のとおりです。

- ・ REVICareer (人材リスト) に登録できる方を、大企業退職後 2 年から 5 年に見直し
- ・ 大企業の連結子会社を退職した方 (退職後 5 年まで) も登録対象に追加

(注) 1. 支援先の社名は、原則として支援決定時点での社名で表示しています。

2. 【特定専門家派遣業務】とは、「地域経済活性化や事業再生の担い手である金融機関等やその支援・投資先である事業者に対し、専門的なノウハウを持った人材を機構から派遣する業務」をいいます。

3. 【特定経営管理業務】とは、「事業再生ファンド及び地域活性化ファンドの設立・運営業務」をいいます。